令和3年度埼玉県食品衛生監視指導計画に対する意見

No	. 頁	分類	項目	御意見	県の対応
1	7	意見	IV,1,(6)	進めるとともに、八潮市以外の給食作業においても徹底 されることを要望します。	P7「(6) 監視対象施設の分類及び監視頻度の設定」にありますが、食中毒等で行政処分を受けた施設に対しては、年3回以上監視指導を行うこととなっております。八潮市の学校給食を担当していた施設に対しては、令和3年度も再発防止に向けた監視指導を徹底します。学校等給食施設に対しても、本事例を共有するとともに、各々の施設が抱える衛生上のリスクを確認し、適切な対策が講じられるように助言、指導を行います。デリバリー・テイクアウト等のサービスの利用拡大を鑑み、サービスを提供する飲食店だけでなく、利用する消費者への注意喚起も、引き続き実施します。
2		意見		本県では、昨年CSF(豚コレラ)が広がり、県庁あげて緊急対策が実施されました。本年は、鳥インフルエンザが猛威を振るい、北上しつつありますが、鶏舎の破損防止、出入りの車の消毒、長靴の交換、枝の払い落としなど基本の徹底が不十分であったこと、行政からの注意喚起が遅れたとの指摘もあります。発生した場合の封じ込めも含めて、警戒を強めてください。	各種防疫指針等に沿った対応が適切に行われるよう、日 頃から家畜防疫を担当する農林部との連携体制の確保に 努めます。
3		意見		保健所は、HACCPの推進など計画(案)に示された多岐にわたる監視指導に加えて、CSF・鳥インフルエンザ・コロナと感染症対策と、通常業務量を大幅に超える過酷な業務となっていることが危惧されます。食品衛生監視指導を計画通り進めるうえでも、保健所機能が発揮できる体制確保が急務です。今後を見据えた感染症への即応体制の確保、また保健所機能に見合う専門知識を持った職員の確保と育成をお願いします。	新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、監視指導計画の見直しや保健所業務の負担軽減を検討します。 経験年数等に応じた階層別研修を実施することで、職員 の専門性の向上を図ります。